

Title	海外投資保険金請求事件(一) : 在外米系企業国有化の紛争処理事例
Sub Title	Settling expropriation claims : practical examples of the overseas private investment corporation (1)
Author	櫻井, 雅夫(Sakurai, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2005
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.6 (2005. 6) ,p.35- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20050628-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

海外投資保険金請求事件（二）

——在外米系企業国有化の紛争処理事例——

櫻井雅夫

はじめに

第一部 アメリカの海外投資保証制度

一 開発途上国における米系企業の国有化、一九六〇年代

～七〇年代

二 アメリカの投資保証制度

三 CIAとITTのチリ内政関与

第二部 米系企業の国有化とOPIC

序 説

一 交渉当事者としての被保険者

二 投資家が交渉した現金による解決

1 ラルストン・ブリーナ事件

2 ノーザン・インディアナ・プラス事件

3 投資家（企業）による自発的交渉

三 投資家が交渉し解決した事件でOPICが資金上関与し

たもの

1 ミナ・マチルデ事件

2 ヘスレヘム・チリ・アイアン・マインス事件

3 レイノルズ・メタルズ事件

4 パーソンス・アンド・ホイットモア事件とセーロ事件

5 解決交渉におけるOPICと投資家との間の協力

6 解決交渉におけるOPICと投資家との間の衝突分野

.....(以上本号)

四 OPICと被保険者との間の交渉で解決された事件

1 ITT事件

2 ブレイドウン・カッパー事件

(付)AAAの仲裁判断で解決された事件

1 ヴァレンタイン・ベトロリアム・アンド・ケミカル対

AID事件

2 リウイア・カッパー・アンド・プラス対OPIC事件

五 OPICと外国政府との間で交渉された解決策

- 1 フェアーン・フース事件
2 チリ・カッパー(エクソテイカ鉱山)事件

結論

.....(七八巻七号)

はじめに

この資料は、米系企業を激しく国有化した一九六〇年代
〜七〇年代のラテン・アメリカなかでも、巨額の投資紛争
を多発させたチリその他における国有化のリーディング・
ケースとアメリカの投資保険当局との紛争事例を整理した
ものである。左翼政権への移行期における米系企業の内政
関与の行動と国有化誘発との関係、国有化に対する補償要
求と投資保険金の支払の調整など、いずれも国際法、国内
法及びこれらの分析は今日なおその意義を失わないので、
ここに公刊することとした。⁽¹⁾⁽²⁾

「用語について」

本論に入る前に、次の二つの用語について説明をしてお
く。

1 「収用的行為」

一九六一年対外援助法第二三八条 b は、「収用」(expro-
priation) について次のように定義している。すなわち、

「収用という用語には、或るプロジェクトに関する投
資家との契約に対する外国政府の破棄、否認又は侵害
であつて、かかる破棄、否認又は侵害が投資家自身の
過失乃至過誤によつて惹起されるものでなくかつその
プロジェクトの作業継続に物理的な逆効果をもたらす
もの、を含むが、それに限定されるものではない。」

この「収用」の定義に関して、国際開発局 (Agency
for International Development. A I D) の *Invest-
ment Guaranty Handbook* は、「収用的行為」(expro-
priatory action) を次のように説明し、間接収用乃至
「しのびよる収用」(creeping expropriation) を投資保険
事由としている。すなわち、

「外国政府の間接行為は、その行為が「約款の定義
に」定めた種類の妨害を直接に生ぜしめるときは、収
用的行為とみなされる。外国政府の規制の乃至歳入創
出的行為が、投資家乃至外国人に対して差別的である
とき又は課税乃至規制が受入れ国政府の憲法上認めら
れた目的からみて不合理なものであるか若しくは一般

国際法の原則に反しているときは、その政府行為は取用的であるとみなされる。⁽⁴⁾

この行為に含まれるものとしては、企業の諸事項への投資家の参加権に対するかなりの妨害、具体例としては「企業に対する経営支配権が爾後企業の所有者によって正当に選出された人乃至機関でないもの手にあるものとする旨の政令……」が挙げられている。⁽⁵⁾

一九七〇年には、O P I C が一般約款 (General Terms and Conditions 234 KG/T 12-70) の第一・一三条 b 及び d において、「取用的行為」のなかに次の二つの間接取用を含めている。すなわち、

b 投資受入れ国政府が、一年間に互り、「投資家(典型)としては、海外で設立された子会社に付保済み投資を行っているアメリカ法人(筆者注)に対して企業(右子会社のこと―筆者注)に係る基本的権利を実効的に行使すること」を妨げる行為、

d 投資受入れ国政府が、一年間に互り、「在外企業に對してその財産のかんりの部分の使用又は処分に対する実効的な支配権を行使すること」を妨げる行為。⁽⁶⁾

2 O P I C

海外民間投資公社 (Overseas Private Investment Corporation. O P I C) は、「一九六九年対外援助法」⁽⁷⁾によって設立された独立行政法人である。O P I C の業務のうち投資保険に関するものは、かつて A I D の民間資金部が所管していたものである。その後、ラテン・アメリカを中心とする開発途上国における米系企業の国有化の頻発で O P I C は破産寸前まで追い込まれ、一九七四年の O P I C 改正法に結びついていく。

(1) 本稿は、筆者が一九八一年に本学に提出した学位論文の執筆時に分析していた海外投資保険紛争事件の一部である。特に本稿の第二部は、学位論文には紙幅の都合で論文に収録できず、当時の通商産業省(現、経済産業省)に検討資料として提供したものである。なお、学位論文(主論文)は、次のとおりである。

櫻井雅夫『国際経済法の基本問題』東京、慶應義塾大学出版会、一九八三年(以下、櫻井 a)

また、参考論文は、次のとおりであった。

『国際経済法研究』東京、東洋経済新報社、一九七七年(以下、櫻井 b)

(2) 櫻井 a、二二九―五四頁、櫻井 b、一八七―一八八頁、

- 及び同『国際経済法』新版(東京、成文堂、一九九七年)、三二一―五四頁。(以下、櫻井c)。
- (3) 「しのびよる取用」の法律問題については、櫻井a、七一―三六頁、及び櫻井c、三二一―五四頁。
- (4) U. S. Agency for International Development, *Investment Guaranty Handbook*, rev. ed. (Washington, D.C.: AID, 1966), p. 19.
- (5) *Ibid.*, p. 20.
- (6) H. Steiner, and D. Vagts, jr. ed., *Transnational Legal Problems* (New York: Foundation Press, 1968), p. 474; T. Merton, *Investment Insurance in International Law* (Dobbs Ferry, N.Y.: Oceana Publications, 1976), pp. 68-69.
- (7) Foreign Assistance Act of 1969, Pub.L.No.91-175 (Dec. 30, 1969).
- [H.R. 14580] 83 Stat. 805; Foreign Assistance Act of 1969, 22 U.S.C. §§ 2151, 2191-2200(a); Executive Order No. 11,579, 36 Fed. Reg. 969 (1971).

第一部 アメリカの海外投資保証制度

一九六〇年代、ケネディ (J. F. Kennedy) 大統領は、

「プンタ・デル・エステ憲章」(The Charter of Punta del Este) に裏打ちされた「進歩のための同盟」(Alliance for Progress) を通じて、新しいかたちのラテン・アメリカ援助を志向した。しかし、援助の基本的な性格を変更することはできず、政府ベース援助と海外投資が一体となった資金フローは、経済ナショナリズムの激しい反発を受けるところになる。

このような状況に置かれたアメリカは、なお強圧的な援助政策を進めてきた。例えば、在ラテン・アメリカ米系企業に対する排斥的行為に対しては、経済及び軍事の対外援助停止という制裁措置、「力」(force) の行使によって、弱者としてのラテン・アメリカをアメリカの側に置くこととした。こうした態度が、経済ナショナリズムの最たる現象としての国有化を誘発することになる。⁽¹⁾

一 開発途上国における米系企業の国有化、一九六〇年代～七〇年代

一九六〇年から七〇年代前半にかけて、米系企業の国有化は、六四カ国で八七五件発生した。⁽²⁾ その時期の米系企業の投資残高は対ラテン・アメリカ外国投資総額の六四パーセントを占め、かつ国有化された企業の件数の八六パーセ

ントは米系企業であった。また、対象となった主な業種は、⁽³⁾ 鉱業、石油、製造業、公益事業などであった。⁽⁴⁾

二 アメリカの投資保証制度

「一九四八年経済協力法」(一九四七年対外援助法)の第⁽⁵⁾一篇)によって、アメリカはアメリカ市民の海外投資に対する保険制度を採用する最初の国となった。同法は「一九四九年対外援助法」によって改正され、⁽⁶⁾ 保険制度が大幅に拡大された。

AIDが担当していた投資保証制度の運用は、一九六九年対外援助法改正によって、新設のOPICに移行されている。

現在、保証制度は、次のような特別政治リスク(非常リスク)から生じる損失を対象としている。すなわち、

- a 外国通貨交換性喪失、
 - b 収用または没収、
 - c 戦争、革命または内乱に起因する損失、
 - d そこから生じる事業中止。⁽⁷⁾
- また、損失のそれぞれは、独立に付保が可能である。ただし、付保の前にアメリカと投資受入れ国との間に投資保証協定 (Investment Guaranty Agreement. I G

A) が締結されていることという「前置主義」(prerequisite) ⁽⁸⁾ が条件になっている。具体的な手続は、図1のとおりである。

I G Aの基本的な内容は、次のとおりである。

- a 締約国は、アメリカ市民が実施する投資プロジェクトに関して協議を行うことに同意する、
- b アメリカ政府は、以前に他の締約国政府が承認しなかった投資に対しては、いかなる場合にも保証を付与しないことを約束する、
- c 保証は、次のリスクに適用することができる。

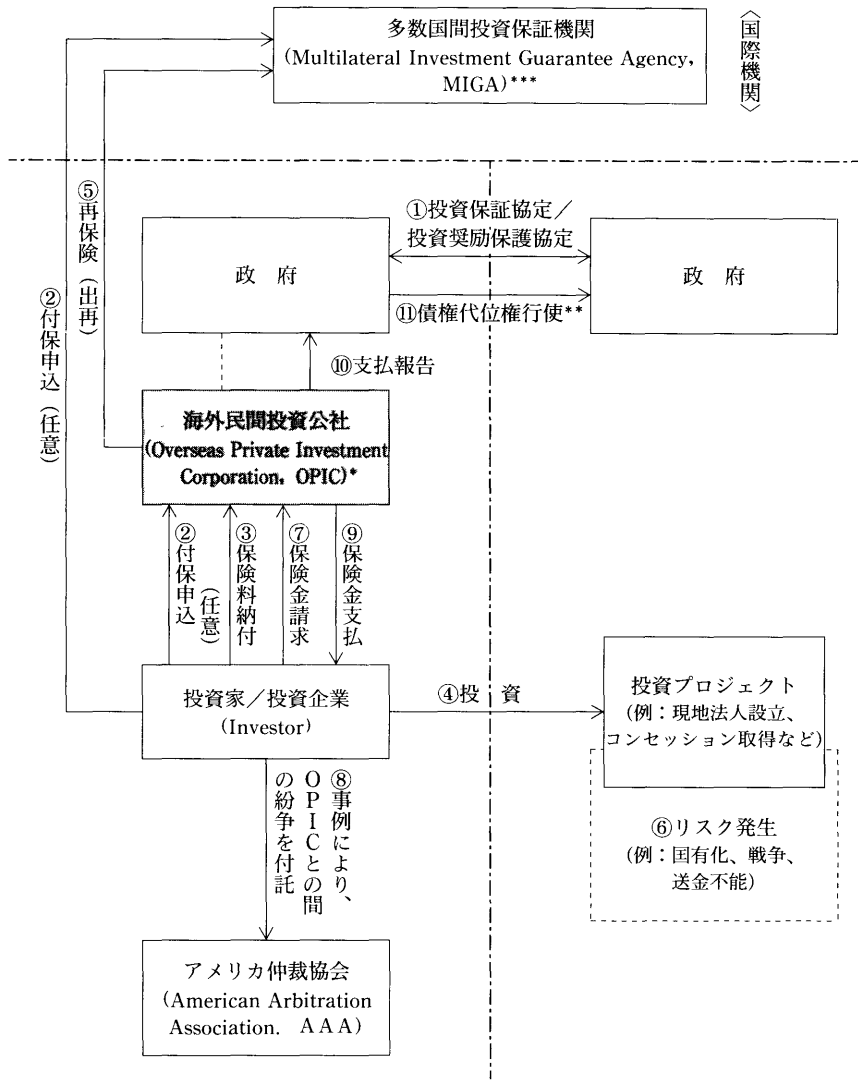
送金リスク→通貨交換性喪失
収用リスク→収用または没収

戦争リスク→戦争、内乱、暴動等による損失、

- d アメリカ市民が取得すべき権利(債権)に対するアメリカ政府の代位(subrogation)、
- e 協定によっては、かかる投資から生じる紛争を処理する手続として仲裁をとり入れる。場合によっては単一の仲裁人の任命に関する規定、その場合には仲裁裁判に付託する規定を設けている。

OPICの保険約款によれば、保険金請求に対するOPICの決定に同意しない投資家は、アメリカ仲裁協会

図1 アメリカの投資保険制度



* かつての国際開発局 (Agency for International Development, AID) の保険業務を引き継ぐ。
 ** 協定中にアメリカ政府による債権代位権 (subrogation) を規定。投資保証協定は、条約又は行政協定。
 *** この機関は1988年に設立されたので、設立前にアメリカの投資家が付保したり OPIC が出再したりするということはなかった。

(American Arbitration Association. AAA) による仲裁に付託する事ができる。約款一〇・〇二では「書面による仲裁人の過半数による決定は、両当事者に対して最終かつ終結のものでありかつ拘束力を有するものとする」と定めている。

当時の保険金請求の状況をみると、AID当時、一九六六年六月に最初の請求を処理して以来、OPICは一九七五年の時点ですでに被保険者に対して五七件、二億五〇〇〇万ドルの支払を行ってきた。一九七五年末の時点でOPICが支払を拒否したケースは一四件であった。このうち、第一の紛争事件はドミニカ共和国で木材プロジェクトを収用されたインターナショナル・バンク・オブ・ワシントン (International Bank of Washington) による三二万八〇〇〇万ドルの請求であった。このケースではOPICが仲裁で有利な判断を受けている。第二の紛争事件は、チリで収用されたインターナショナル・テレフォン・アンド・テレグラフ・コーポレーション (International Telephone and Telegraph Corporation. ITT) の九五〇〇万ドルの請求に関するものであった。ITTに有利な仲裁判断がなされ、仲裁から生じたすべての事項に関してOPICとITTが処理を行っている (次項三及び第二部四(1)で詳

述)。第三の紛争事件は、チリでコンパニー・ミネーラ・エクソティカ社 (Compañía Minera Exótica S.A. エクソティカ銅山) のエクソティカ鉱山とコンパニー・デ・コブレ・チュキカマタ (Compañía de Cobre Chucamata. チュキカマタ銅山会社。かつてのチリアン・エクスプロレーション・カンパニー〈Chilean Exploration Co.〉) のチュキカマタ鉱山とコンパニー・デ・コブレ・エルサルバドル (Compañía de Cobre El Salvador. エルサルバドル銅山会社。かつてのアンデス・カップパー・マイニング・カンパニー〈Andes Copper Mining Co.〉) のエルサルバドル鉱山を収用されたアナコンダ (Anaconda) が請求した二億五四〇〇万ドルを巡る紛争であった。一九七二年には、OPICは、チリで鉱山を収用されたケネコット・カップパー・コーポレーション (Kennecott Copper Corporation) の子会社であるブレイドゥン・カップパー・カンパニー (Braden Copper Company) に対して六六九〇万ドルを支払っている (本稿第二部四(2)で詳述)。当時、OPICが支払の対象とした主な事件は、次のとおりである。

一九七二年九月、チリで所有しているコンパニー・デ・コブレ・チュキカマタを収用されたアナコンダ社

に対して、一一九〇万ドル（本稿第二部五 2 参照）、一九七三年七月一チリで銀行を収用されたバンク・オブ・アメリカ（Bank of America）に対して、三〇〇万ドル（プラスその損失額の通貨交換性喪失分の請求に対して、二六〇万ドル）、一九七三年一月一アルゼンチンのカーボンブラック投資から生じた通貨交換性喪失分の請求を行ったキャボット（Cabot）社に対して、一〇〇万ドル、一九七三年一月一ソマリア共和国で漁業プロジェクトを収用されたフェアン・フーズ・インターナショナル社（Fearn Foods International, Inc. ケロッグ社〈Kellogg Co.〉の子会社）に対して、三二万七〇〇万ドル（本稿第二部五 1 参照）、一九七四年三月一チリでコンパニア・ミネーラ・アンディーナ（Compañía Minera Andina. アンデス鉱山会社）の権益を収用されたセーロ・コーポレーション（Cerro Corporation）に対して、チリ軍事政権による補償の申出をもとに、四二〇〇万ドル支払の取決め（本稿第二部三 4 参照）。

三 CIAとITTのチリ内政関与

この時期、アメリカはさまざまなかたちでラテン・アメリカに干渉してきたものの、その殆どが不成功に終わっている。チリではこうした干渉がうちに国内政治にまで浸透し、しかもそれがアメリカの行政機構といわゆる「多国籍企業」⁽⁹⁾との連携によるものであることが暴露され、国有化が誘発され、投資保険請求の処理に極めて大きな混乱がもたらされた。この事件は、対外援助（軍事、経済）と海外投資との有機的なリンクをめぐすアメリカ政府の戦略を根底から覆した決定的な事件である。以下にその顛末を整理しておく⁽¹⁰⁾。

当時、アメリカのインタナショナル・テレフォン・アンド・テレグラフ・コーポレーション（International Telephone and Telegraph Corporation. ITT）傘下のインタナショナル・テレフォン・アンド・テレグラフ・コーポレーション・スード・アメリカ（International Telephone and Telegraph Corporation, Sud America. ITTSA）は、チリにコンパニア・テレフォニカ・デ・チレ（Compañía Telefónica de Chile. CTC/CT Co. チリ電話会社）を所有し、長年に亘ってチリの電話システムを順調に運営していた。この対チリ投資について、ITT

T S A は A I D に対する被保険者として投資保険をかけていたため、その後の保険者は O P I C となった。

一九六四年のチリ大統領選挙では、フレイ (E. Frei) が選ばれ、かれは外資系大企業を敵視することなしに改革を行うことを約束した。チリに子会社を有する多国籍企業 I T T のジニン (H. Geisen) 会長は選挙前フレイに望みをかけ、他の企業家たちと共に C I A のマッコーン (J. McCone) 長官を通じて支援資金を提供しようとした。マッコーン長官は申出を拒否したが、チリでは出所不明の資金が大量に流入したという噂が飛んだ (マッコーン長官は、一年後に I T T の取締役に就任している)。フレイの当選後、I T T とフレイの間には友好関係が保たれ、新規入札の際にも、I T T は有利といわれていたスウェーデンのエリックソン (Ericsson) 社よりも高値で落札をした。またその後、I T T の経営権を漸次国有化していくという計画に対しても友好的に合意がなされた。

その後、フレイは政局難に直面し、チリの政治は分極化に向かった。一九七〇年の大統領選挙は、左派のアジェンデ (S. Allende) が三六パーセントを獲得し、決戦投票になった。投票まで七週間という空白は、アジェンデ派の勝利を阻止しようとする陰謀と思惑でパニックを生み出した。

この間、ジェニンとマッコーンは対立候補のアレクサンドリ (J. Alessandri) を当選させるため、C I A のヘルムス (R. Helms) 長官、同局南米担当のプロロー (W. Broe) らと極秘裡に交渉を繰り返した。しかし、一〇〇万ドルを提供してチリ経済を混乱させるという I T T の計画は実らず、一九七〇年一月にはアジェンデ政権が発足することとなった。このあと I T T S A が国有化され、問題は一転して補償問題に変わった。I T T は、チリ政府と交渉する一方、七一年一月には O P I C に対して九二〇〇万ドルの保険金の支払を請求した。

ここで七二年に重要な事件が発生する。すなわち、同年三月二一日、『ワシントン・ポスト』(Washington Post) 紙のコラムニストであるアンダーソン (J. Anderson) が、I T T がチリの内政に関与し、I T T がアメリカ政府に対して七〇年のチリ大統領選挙でのアジェンデ当選を阻止しよう働きかけた可能性があると見て、I T T の内部資料を明らかにしたのである。これを契機にして、I T T とアジェンデ政権との間の投資紛争解決交渉は途絶えてしまった。

アンダーソンの記事の二日後、アメリカ上院外交委員会 (フルブライト (J. Fulbright) 委員長) は当該記事を検

討するために秘密会議を開催したが、席上、ロジャース (W. Rogers) 国務長官は「政府は間違った行為をしていない」と報告している (秘密会議の内容が漏洩するという事態も異常である)⁽¹²⁾⁽¹³⁾。しかしながら、外交委員会はチャーチ (F. Church) 議員のもとに「多国籍企業小委員会」(Subcommittee on Multinational Corporations) を設置することを決定し、この小委員会がまずチリにおける I T T の行動と C I A との関係の調査に着手することになった。⁽¹⁴⁾

他方、アジェンデは、ニューヨークの国連総会で I T T がチリの国内政治にまで介入していると訴えた。国連は、これを契機に開発及び国際関係に対する多国籍企業の役割を調査するための「有識者グループ」(Group of Eminent Persons) を設置し、このなかで I T T 問題を取りあげて検討を続け、その結果を経済社会理事会事務局長報告として発表した。⁽¹⁵⁾

アンダーソンの記事によって決定的に態度を硬化させたチリ政府は、一九七三年二月二十七日付法律第一七九一〇号を以て、一九三〇年コンセプション協定を破棄し、チリ政府と I T T との間の「異常な関係を絶つ」ことを目的として I T T S A に「介入」した。さらにアメリカでも、七三

年三月に下院商務委員会が司法省保管の膨大な文書を暴露したため、三月三〇日には再び上院で本件の聴聞会が開催された。上記多国籍企業小委員会もこの間 I T T 関係者の証言を聴聞しており、アメリカのホワイトハウス、国務省、C I A と I T T との関係が次第に明らかになってきた。⁽¹⁶⁾

一九七三年四月、O P I C は、ついに I T T S A がその投資保険約款上の義務を怠ったという理由で、I T T S A による保険金支払請求を拒否した⁽¹⁷⁾。そこで、I T T S A は、A A A 仲裁規則に従って選出された三人の独立した仲裁人に対して本件を付託し、判断を求めることになった。

多国籍企業小委員会がまもなく O P I C の業況を評価することになったが、ここで明らかになったことは、I T T S A の請求金額が O P I C の準備金のかなりの部分を占めることである。O P I C による対 I T T S A 支払拒否の決定は、合理的であると考えられるような理由によらずに行われたことになっている。⁽¹⁸⁾ O P I C は、アナコンダ社が行った一億五四〇〇万ドルの保険金請求に対して七二年九月十九日に支払を拒否したときからすでに保険者としての O P I C に対する信頼度は危なくなってきた。I T T に対する支払を拒否したことで、「O P I C は高額の請求に対する支払は行いたがらず、また支払を行うことができな

い」という批判に対して火に油を注ぐ結果となった。⁽¹⁹⁾

一九七三年九月一日、チリに軍事クーデターが発生してアジェンデは死亡し、軍事政権が成立した。政権成立までは、チリ政府とITISAとの交渉の進展は殆どみられなかったが、これを契機に両者間で真剣な交渉が開始され、交渉手続に関して少なくとも暫定的な取決めは成立した。⁽²⁰⁾

ところで、このクーデターはチリ軍部が決行したもので、CIAはこれに一切関与していなかったといわれる。⁽²¹⁾ しかしながら、七四年九月、ハリントン下院議員は、コルビーが「アジェンデ打倒のために八〇〇万ドル〜一〇〇〇万ドルの秘密資金を投じた」と下院軍事委員会情報活動特別小委員会秘密聴聞会で証言したことを漏洩させてしまった。⁽²²⁾

この点に関して、コルビーは、CIAが行った援助は、「中道」政治勢力に向けられ次回選挙で勝利に導きアジェンデを平和的手段で放逐するためのものであり、極右勢力の支援ではなかったとしている。⁽²³⁾ 同九月、キッシンジャー國務長官が上院外交委員会公聴会において、「一党支配」(人民連合)の確立を妨げるため」にチリに介入したと証言し、さらに同月、フォード大統領が、CIAの地下工作は「チリの国民にとって最善の利益であると思う」と発言するに

至り、アメリカのチリ内政への干渉は明白な事実となった。チリのいかなる分野にいかなる形態にせよCIAが支援を行い、これをホワイトハウスが了知していたことは疑いのないこととなったわけである。⁽²⁴⁾

以上のスキヤンダルを背景とするITITの収用事故の法的処理については、本稿第二部四(1)で述べることにする。

(1) 櫻井雅夫・北村かよ子・石田暁恵編『発展途上国の外国系企業国有化』(東京、アジア経済研究所、一九七八年)。

(2) United Nations, Dept. of Economic and Social Affairs, *Multinational Corporations in World Development* (New York: United Nations, 1973). United Nations publications, Sales No.: E.73.II.A.11および櫻井・北村・石田編、前掲書、四三、四五頁。

(3) この時期の米系企業の国有化の変遷については、次の文献を参照されたい。櫻井a、一七一一二五頁、および櫻井c、三一七―三一頁。

(4) 例えば、次の文献を参照。櫻井雅夫「投資の保証に関するアメリカとブラジルとの間の協定(付、関係法規)、『国際法外交雑誌』、六五巻三号、一九六六年一〇月、八三一―八八頁、同「米中投資保証協定について」、『法と政策』(第一法規出版) 第四号、一九八一年九月。

- (5) Economic Cooperation Act of 1948. 62 Stat. 137.
- (9) An Act to Amend the Economic Cooperation Act of 1948. 63 Stat. 51 (1949)
- (7) 22 U.S.C. § 2194.
- (8) 櫻井雅夫「アメリカの投資奨励保護協定—モデル協定(下)」、『国際商事法務』三〇巻九号、二〇〇二年九月、とくに注⁴。
- (9) 多国籍企業については、櫻井c、二五三—七六頁。
- (10) 本稿を基にした分析の本文そのものは、櫻井a、二三—九—五四頁。
- (11) J. Anderson, "Memos Bare ITT Try for Chile Coup," *Washington Post*, March 21, 1972. §§ B at p. 13, col.5.
- (12) A. Sampson, *The Sovereign State of ITT* (Greenwich, Conn.: Fawcett Publications, 1974), p. 257.
- (13) ロジャース長官は、その後、バレンタイン・ペトロリアム・アンド・ケミカル対AID(国際開発局)の紛争に際して、仲裁人に指名されている。Valentine Petroleum & Chemical Corporation - U.S. Agency of Dispute Involving U.S. Investment Guaranty Program. *International Legal Materials*, Vol. 9, No. 5, Sept. 1970, pp. 889-1147. この事件については、次の文献を参照。櫻井雅夫「ヴァレンタイン・ペトロリアム・アンド・ケミカル対AID事件—アメリカ仲裁協会仲裁判断—」、『法学研究』七八巻四号、二〇〇五年四月、七七一—〇七頁。
- (14) 本稿での記述の殆どは、この小委員会における関係者の証言と次の報告書に基づくものである。U. S. Senate. Committee on Foreign Relations. Subcommittee on Multinational Corporations. *Hearings on Multinational Corporations and United States Foreign Policy. The International Telephone and Telegraph Corporation and Chile 1970-1971*. 93rd Cong., 1st Sess. (Washington, D.C.: Government Printing Office, 1973).
- (15) *The Impact of Multinational Corporations on the Development Process and on International Relations. United Nations Doc. No. E/5500. June 14, 1974. 146p.*
- (16) 当時、わが国政府関係機関の調査委員会の席上で筆者がこのスキャンダルを指摘したことに対し、多国籍企業問題に関する「有識者」といわれる著名な経済学者は「たんなる噂」だとして筆者の発言をその場で一蹴した。スキャンダルがたんなる噂でなかったことは、本稿に示したとおりである。
- (17) Letter from Bradford Mills, President of OPIC, to J. W. Guilfoyle, President of International Telephone

表 1 1974年海外民間投資公社改正法の要旨

	75.1.1以降の契約	76.1.1以降の契約	77.6.30	78.1.1以降の契約	79.1.1以降の契約	79.12.31後	80.12.31後
送金不能リスク	債務の25%を民間会社、国際機関その他に移管		OPIC による保険及び保証の債権喪失	50%を移管		OPIC は保険業務を直接管理せず。法改正があれば保険者になる。	
収用リスク	同上			同上		同上	
戦争リスク		少なくとも12%を移管	同上		40%を移管		OPIC は保険業務を直接管理せず。法改正があれば保険者になる。

出所：櫻井 a、219頁。

- and Telegraph Corporation Sud America (April 9, 1973) (on file at OPIC, Washington, D.C.).
- (18) P. R. Gilbert, "Expropriations and the Overseas Private Investment Corporation," *Law and Policy in International Business*, Vol. 9, no. 2, 1977, p. 539. なお、本稿第二部の記述はこの論文に拠るところがきわめて大きい。
- (19) 上院多国籍企業小委員会のチャーチ委員長が提案した「一九七四年海外民間投資公社改正法」Foreign Assistance Act of 1974. Pub.L.93-559. Dec. 30, 1974 [S. 3294] によれば、OPIC が破産寸前にあり、自己採算という原則を守れなくなったとされた。その時に検討されたOPICの債務の民間移管計画は、表1のとおりである。その後対外援助法の改正を繰り返し、今日の存続に繋がっている。
- (20) W. E. Colby and P. Forbath, *Honorable Men: My Life in the CIA* (New York: Simon and Schuster, 1978) (邦訳『栄光の男たち—コルビー元CIA長官回顧録』(大前正臣・山岡清二訳(東京、政治広報センター、一九七九年)二七八頁)。
- (21) Colby and Forbath, 邦訳、二八二頁。
- (22) *Washington Post*, September 8, 1974.
- (23) Colby and Forbath, 邦訳、二八二頁。

(24) 詳細は、櫻井 a、二四七―四九頁。

第二部 米系企業の国有化と O P I C

序 説

一九七一年一月一九日に O P I C が業務を開始した当時、⁽¹⁾その将来は決して明るいようには思えなかった。先述のとおり、O P I C は、A I D 及びその前身の機関が長年に互って運営してきたアメリカ政府の投資保証制度に対する責務を果たさせるために設立されたものである。⁽²⁾この制度が O P I C に移管された当時、その制度に基づく既存の保険金の請求及び請求のおそれがあったものは、バングラデシュ、ボリビア、チリ、ドミニカ共和国、フィリピン、ソマリア、スーダン及びベトナム向け投資に関連したもので、その総額は四億ドルを上回っていた。⁽³⁾これらの保険金請求に対して、支払に充当可能な O P I C の準備金は、総額で八五〇〇万ドルにすぎなかった。⁽⁴⁾

そこにもってきて、O P I C にとって最も深刻な問題がチリで発生した。すなわち、チリで社会主義を信奉するアジェンデ政権の成立によって、内国投資であると外国投資

であるとを問わずチリにある事実上すべての民間投資が政府によって接収されるおそれが出てきたのである。仮にそういう事態になれば、チリ向け投資に対する当時の取用リスク及び戦争リスクの損害は、六億七〇〇〇万ドルすなわち O P I C の総保険責任残高（全世界を対象）の二〇パーセントを超えることになった。⁽⁵⁾O P I C が抱える難問としては、さらに O P I C の前身たる国際開発局（Agency for International Development. A I D）が保険金支払請求を受けた経験は極端に限られたものであったという事実がある。すなわち、一九七一年以前の二三年間を通じ、政府の海外投資保険制度のもとで支払ってきた保険金は四一〇万ドルをわずかに上回っただけである。⁽⁶⁾しかし、このことは、慎重なリスク・マネジメントの結果というよりはむしろ幸運だったということである。なぜなら、この期間を通じてアメリカの海外投資を巻き込んだ紛争はかなりの数にのぼったものの、アメリカ政府の非常リスク保険制度がこれに巻き込まれるということはなかったからである。他方、外国投資に関する先進国と開発途上国の関係は O P I C の設立当初に大きく変化し、その変化が新しいかたちの投資紛争を惹起し、そのいくつかは O P I C の海外投資保険のもとでの保険金請求という結果をもたらすことにな

ったのである。

OPICは、運用資金が不安定な状況にあったことから、保険金請求を管理してその請求を生ぜしめた投資紛争の解決に関与する必要が出てきたため、早急に独自の対策を講じなければならなくなった。OPICがどのように保険金請求を処理するかということに興味を示したのは、民間投資家だけではなかった。議会からの批判のなかには、OPICの資金力はきわめて疑わしく、また新たな政府拠出金が必要であるという指摘をなすものもあった。⁷⁾ そのほかには、OPICが関与する場合には、特に被保険者に対して保険金の支払が行われた後に外国政府に対してOPICが求償代位権（債権代位。subrogation）を行使した場合に政府間紛争の発生する可能性が増大するおそれがあるとの批判があった。⁸⁾

一九七一年初め、OPICの幹部らは、ただ単に調査のうえ事実を確認し保険金を支払い、さらに議会に対して適宜資金の補充を要請するよりも、むしろ保険金請求事件の解決を積極的に試みるというアプローチをとった。このアプローチの目標は、被保険投資家及び外国政府の双方が国有化を回避するために彼ら自身で投資紛争を解決することを奨励するものであるが、もしそれが不可能なのであれば

投資家が投資を接收されることに對して受容可能な水準での補償を投資受入れ国から獲得できるよう支援するということであつた。被保険者からの請求に對して保険金を支払つた場合には、OPICとして不必要な対立を生じさせないよう相対的に低姿勢で臨みながら、外国政府からの回収にかなりの努力を払わなければならない。準備金の増大は保険請求事故の解決に当たつて大きな柔軟性と強みを發揮することを意味するところから、OPICとしては準備金を堅固なものにするにかなりの注意を払つた。

OPICの投資保険がカバーする三種類の非常リスクのうち、第一に、取用リスクないし事実上の取用リスクはOPICが最も活発な役割を果たすことを可能にするものであつた。第二に、戦争リスクによる被害は何の予告もなしに発生し、加害者に対してその後の権利回復を求めることが全くありそうにもない。第三に、通常、送金リスク（通貨交換性喪失）による損害の填補を惹起するような要素はさまざまであり、それは外国政府（投資受入れ国政府）のコントロール外のことかもしれない。¹⁰⁾ 争いの対象となつてゐる行為を当該政府が完全にコントロールしていない場合には、解決は不可能となる場合が多い。しかしながら、取用的行為については、OPICの保険契約書中の填補条件

は当該行為が最低限十二カ月間継続していることとして⁽¹¹⁾いる。つまり、外国政府の真意を探るためにまた解決交渉を開始するために、広範な機会が与えられていることになる。

OPIC が法で賦与された権限によれば、当該保険運営に起因する保険金の請求については OPIC の定める条件に基づいて処理してよいことになっている⁽¹²⁾。この規定を解釈し又は制限するような立法経緯はない。したがって、OPIC は、次の二つのタイプの事件をカバーするため⁽¹³⁾にその規定の意味を広く解釈することが可能となっている。すなわち、第一は、すでに提出されかつ条件を充足した保険金請求の事件であり、第二は、正式な保険金請求は提出されていないが OPIC が提案した紛争解決方式が決着しなかった場合に請求が提出されてくる可能性のきわめて高い事件である。OPIC の経営陣は、実践的にかつケースバイケースで保険金請求を処理する権限を与えられているものと解釈してきた。立法も慣行も、OPIC が厳格な処理政策を採用することを要求しているわけではない。

保険契約それ自体は、解決に至らしめるための枠組みを設定するのに役立っている。投資家は、保険者たる OPIC が早い段階で投資上の問題を知らされるように取用リス

クからの請求原因となるような行為を OPIC に迅速に通知するよう求められている⁽¹³⁾。そのうえ、殆どの事件では、投資家の保険金請求は、取用的行為が一年間継続するまでは条件を充たしたことはならず⁽¹⁴⁾、またこの期間を通じ投資家は外国政府の行為を回避し又は当該政府と争うためにあらゆる適切な措置を講じることを義務づけられている⁽¹⁵⁾。このように、脅威が確認された最初の時点から保険金が支払われるまでの間にはかなりの期間が存在している。OPIC は、投資家と外国政府との間の解決を奨励するためにこの期間を利用しようと考えている。

OPIC の主な事件が取用に関する保険金請求であったことから、その経営陣とスタッフはそれらの案件に最大の注目と努力を払ってきた。これらの事件の検討は、OPIC が紛争の解決のうえで自らのために確立した初期の目的を達成することができたか否かを評価するのに役立つはずである。さらに、これらの事件は、OPIC が過去の経験に照らしてどの領域により大きな重点をおくべきかを示唆することになる。さいごに、こうした検討は、取用から生じる保険金請求の解決に当たって OPIC が適用したいくつかのテクニクを検討しかつこれを評価する機会を提供することになる。

一 交渉当事者としての被保険者

取用事件の場合、アメリカと外国政府の大きな関心事は、政府間の衝突に発展する可能性を軽減することである。外国政府がアメリカ政府との直接的な処理を要請せずに投資家との直接交渉を開始することができる場合には、そのような衝突に発展する可能性は明らかに減ってくる。したがって、投資家と外国政府との直接交渉は、取用の脅威又は実際に起こった取用に対する最善の対応であるといえる。それにも拘らず投資家と外国政府との間の交渉においてさえ O P I C が参加することは、たとえそれが場面々々の後方からであったとしても、有効なものになる。

投資家は、交渉戦略や受諾可能な解決策を開発するために、保険者の経験を利用して O P I C と共同で行動することができると。投資家の保険契約が、いかなる解決策も O P I C の承認を必要とする⁽¹⁶⁾と定めているところから、保険者と被保険者との間には密接な協力のための強いインセンティブが存在している。こうした協力を通じ、解決案に対して O P I C が寄与することも、交渉のテーブルで投資家が意見を提示するのであれば、外国政府はこれを容認するのである。

このように O P I C は解決交渉を行うことを求めはするが、すべての投資家がそうした努力をすることに熱心だというわけではない。O P I C の専門知識を利用することが交渉を奨励し、さらに交渉を行うことにより O P I C との保険契約に基づいて受け取る保険金よりも多くの補償を得ることもできるといった事実から、交渉のインセンティブが生まれる。元来、O P I C の保険は、取用という事態に直面する投資家に対してあくまでもリスクの軽減を確実にさせることを狙って設定されたものである。したがって、それより高いレベルでの補償を求める交渉を禁止するものではない。⁽¹⁷⁾取用された資産の評価には多くのアブローチがあり、O P I C の契約で用いられている「投資純額」(net investment)⁽¹⁸⁾基準はひとつの手法にすぎない。O P I C のポジションは、当該契約に基づく保険金額が、国有化された資産の所有者に対して国際法に基づいて外国政府が支払う義務を負った補償水準に対して何らの影響も与えるべきではないということであり、また O P I C としては、保険によってカバーされている額についての外国政府からの照会にも応じてはこなかった。事実、O P I C が自分のために解決交渉をした二つの事件においても、O P I C の「投資純額」基準によらなかつたのであり、しかも投資家

に対して支払われる保険金を超える補償の獲得に成功している。⁽¹⁹⁾

被保険者が交渉のテーブルにつくということは、OPIC にとって好都合である。その理由は、投資家は当該プロジェクトについての必要な事業と技術のデータすべてを利用することが可能だからである。ときには、民間投資家は関連会社と外国政府との間の取決めによって余りはつきりさせることをしないで補償の方法を見出すこともできる。また、最初は投資家を「入口の外に」おいておき、交渉プロセスに特別のステップを追加することもできる。すなわち、OPIC と外国政府との直接交渉である。そうすると、投資家との話し合いをなくすことになり、外国政府としては OPIC との解決が実行可能なものであるか否かを綿密に検討する機会もつくることになる。

二 投資家が交渉した現金による解決

投資家と外国政府との間の解決であって OPIC が承認したものはさまざまな形態をとっている。投資家が外国政府からの現金補償を主張し、これを獲得した例もいくつかある。

1 ラルストン・プリーナ事件⁽²⁰⁾

ラルストン・プリーナ・カンパニー (Ralston Purina Company) の子会社ラルストン・プリーナ・デ・パナマ (Ralston Purina de Panamá, S.A.) は、チリの動物飼料工場であるアリメントス・プリーナ (Alimentos Purina) の約八〇パーセントを所有していた。残りの二〇パーセントはチリ国民が所有していた。会社間での受取勘定となっていた少額を除き、ラルストン・プリーナの貸付及び出資にはすべて付保がなされていた。⁽²¹⁾ 労働問題の発生⁽²²⁾のあと、チリ政府は、一九七〇年一月の政府介入令⁽²³⁾によって会社の操業に関する支配権を押しえた。OPIC は、当該行為に関して直ちに報告を受けており、被保険者がチリ政府と解決のための交渉を行おうとするのではないかと予想していた。しかし、ラルストン・プリーナはこの政府の行為について直接争うことはせず、その交渉戦略を見出すべく OPIC とアメリカ大使館の双方と密接に連絡をとった。

一九七一年初め、ラルストン・プリーナが外国企業すなわちアリメントス・プリーナに対する自社の権益をチリ政府が購入する可能性についての話し合いがチリ政府との間で始まった。チリ政府は、いくつかの暫定提案を行ってきた

が、いずれも当該会社における投資家の権益の簿価の半額にも満たないレベルのものであった。これらの提案はいずれも、OPICの同意を得て拒否された。OPICの主張で、投資家は交渉のテーブルに戻り、チリ政府の提案の増額に努めることになった。所轄省庁レベルの交渉の場でアメリカ大使の支援を受けて、ラルストン・ブリーナは、それ以上の交渉の進展がない場合には討議から手を引きOPICに対して保険金の請求を行うとの意向をチリ政府側の交渉人に最終的に伝えた。

一九七一年一〇月、チリ政府は、チリの会計原則に基づいて決定したラルストン・ブリーナの株式の簿価相当額の上に政府提案分を増積みした。それにも拘らず、解決に至るためには、次の二つの大きな障害が残っていた。第一に、チリは、この時点までハードカレンシーに窮しており、またたとえ少額の投資であってもそれを買収するだけの資金を持ち合わせていないのではないかと思われた。第二に、投資家の現地側パートナーがアジェンデ政権に対して口やかましい批判者として有名だったため、チリ政府はラルストン・ブリーナと同じ条件で現地側パートナーを処遇しようとしなかったことである。

投資家の出資分に関するOPICへの保険金請求はその

成立条件を充たし、一九七二年五月に保険金の支払が行われた。⁽²⁴⁾ この支払についてはチリ政府側には公開せず、投資家はOPICに代わって補償交渉を継続することに同意した。また、OPICは、ラルストン・ブリーナに代わって現地側パートナーとの間で合意に達することに成功した。現地通貨による一括払分は直ちにアメリカ大使館で使用することが可能になっていたこと、またこの資金に見合うクレジットをOPICが大使館の使用する公定為替レートによる米ドルで受け取るということもOPICが決定し、この解決は最終的に決着した。当該取引の交渉は、投資家が行ったので、これはOPICを損なうことにはならず、しかも大使館が現地通貨を早急に必要としていたということは、OPICが回収すべき金額にかなり確信を持ったことを意味した。

チリ側の提案した補償額は四四万八〇〇〇ドル相当のものであった。これは、ラルストン・ブリーナの出資分について保険金としてOPICがすでに支払った六一万四〇〇〇ドルよりはるかに少ないものである。⁽²⁵⁾ しかし、OPICは、実際問題としてそれが当時の状況のもとで得られる最高のものであり、また将来求償代位権（債権代位権）を使用するよりはそれを受け入れることがOPICにとっても

経済的であるとの理由から、チリ側の提案を受け入れたということがある。さらに、チリ側が O P I C の検証したラルストン・プリーナの権益に対して適切な簿価による決定を行っている。O P I C の支払額とチリ側提案額における大きな相違は基本的には外国通貨の読替えに関する複雑な会計原則によるものであり、チリ政府が独断的に減額をしたということではなかった。

2 ノーザン・インディアナ・プラス事件⁽²⁶⁾

ノーザン・インディアナ・プラス・カンパニー (Northern Indiana Brass Company. 以下、「N I B C O」という。) もまた、チリ政府との現金決済に関して交渉を行った。N I B C O は、チリ法人 Industrias N I B C O S G M S . A . L t d . (以下、「N I B S A」という。) の五〇パーセントを所有していた。この会社は、住宅及び産業市場用のハードウェアの製造と販売を行っていた。N I B C O は、総額五〇万ドル弱の投資のすべてについて付保していた。⁽²⁷⁾ N I B S A の二五パーセントは政府系の会社が所有しており、残りの二五パーセントは欧米の主要金融機関の多くを株主とするラテン・アメリカ向け投資会社たる Atlantic Community Development Group for Latin Amer-

ica (以下、「A D E L A」という。) が所有していた。一九七〇年一月、チリ政府は介入令により N I B S A の支配権を暫定的に取り上げた。⁽²⁸⁾

チリ政府は二五万ドルで N I B C O の権益を買い取る旨の提案を行い、交渉を開始した。このオファーは A D E L A を通じて行われたものである。それは或る非公開の関係者に代わってなされているものであるとされていたが、それが政府であることは誰にも分かっていた。一九七一年四月に、O P I C は、N I B C O が A D E L A と交渉してきた取引について承認するよう求められた。その内容は、N I B C O の権益を三〇万ドルの現金で売却し、かつ N I B S A に対する七万五〇〇〇ドルの貸付の N I B C O 保証を取り消すというものであった。ちなみに、O P I C はその交渉に関して何ら積極的な役割を果たしてこなかった。

N I B S A としてはチリ政府の介入以来資金の空費を続けてしまったことから、このチリ側の提案は N I B S A における N I B C O の権益の価値にきわめて近いものであった。こうした事実を鑑み、またその額がチリ政府の支払い得る最大限のものであることが判明し、O P I C としてはこの解決策を承認することになった。N I B C O の保険金請求が有効であると最終的に決まった場合に O P I C が支

払わなければならなくなる保険金額よりも、提案された補償額のほうが少ないということは O P I C も認めていた。

しかし、解決が迅速に決着しなかった場合には、チリ側の介入官としては N I B S A の損失を増加させることもできず、さらには当該会社を破産に追い込むこともできたはずである。そのうえ、この提案は、チリ側が外国投資家との解決を迅速かつビジネスライクに行いしかも米ドルで補償金を支払うことができるということを示したことになる。

尤も、O P I C はこのあと、N I B C O 事件への政府介入は取用的行為を構成すると決定し、当該保険請求を完全に解決するということで追加的に一一万ドルの保険金を支払ったのであるが、⁽²⁹⁾ 仲介者を利用したことが解決を成功に導くうえで重要な特徴であったし、今後もそれが有効なテクニックとして使えるのではないかとの判断も一部にはあった。

3 投資家（企業）による自発的交渉

O P I C の解決アプローチにとつて障害となる可能性があるのは、被保険投資家が外国政府と積極的に交渉をしようとしないうことである。というのは、投資家が完全に付保されており、しかも保険金請求について自信をもっている

からである。だが、O P I C の主張するところは、そのような事件では、投資家は解決のための交渉を試みるという黙示的義務が契約上課せられているというものである。この主張は、取用的行為を回避し又はこれに異議を唱えるために合理的な努力を行うべきであるという投資家の明白な契約上の義務から来るものであった。⁽³⁰⁾ たゞえ取用的行為を回避する方法がないことが明白な場合であっても投資家は外国政府との紛争の解決と補償金の獲得に適切な努力を払うべきであるというのが O P I C の主張である。

交渉義務に関する O P I C のこうしたポジションは、最終的には O P I C と I T T の子会社コンパニア・テレフオニカ・デ・チレ（本稿第一部三及び第二部四一参照）との間の仲裁手続において最終的に検証されるところとなった。⁽³¹⁾ まず、その手続の過程で O P I C が主張したことのひとつは、I T T が C T C の接収に際して、チリ政府との解決交渉を試みるべきであるとの契約上の義務を怠ったというものであった。これに対して仲裁人は、当該契約は被保険者に対して解決交渉に参加することを要求しておらず、⁽³²⁾ またこれが契約の意図したところであったとするならば、「もつと明確な文言が使用されているべきであった」との判断を下した。⁽³³⁾ その後は現在に至るまで、O P I C の保険

契約書には新しい文言が加えられ、「取用的行為により蒙るべきいかなる損失のためにも適切な補償を投資家に供与する解決に到達することを目的として、プロジェクト所在国政府と誠意をもって交渉するためのあらゆる合理的な努力を行う」ことを、最も早期の実行可能な時日における投資家の義務として特に課することになっている。⁽³⁵⁾

三 投資家が交渉し解決した事件で O P I C が資金上関与したもの

O P I C は、保険金「請求を解決する」権限のほかに、手形その他債務証券類を保証し、及び「現時点で又は爾後特に O P I C に与えられる権能を行使するために必要又は適当と思われる行動をとる」権限を与えられている⁽³⁷⁾、したがって、O P I C としては、現金支払によるだけでなく、補償として外国政府が発行する約束手形を保証することも保険事故を解決することもあり得た。この権限に基づいて、O P I C は、外国政府と被保険投資家との間の解決交渉に関与し、解決条件に影響を及ぼしその内容を高めようとしてきた。補償の水準及び支払条件が受入れ可能なものであることを条件として、現金に窮する外国政府の債務を保証することを O P I C が約束したために、普通ならばあ

り得ない解決までも達成することができたわけである。O P I C にとってこのように現金支払の必要がなくなったことは、O P I C が投資保険制度をビジネスとして運営するようになるとの議会の意見表明に合致するところとなった。⁽³⁸⁾

1 ミナ・マチルデ事件⁽³⁹⁾

ミナ・マチルデ・コーポレーション (Mina Matilde Corporation. マチルデ鉱山) は、U・S・スチール (U. S. Steel) とエンゲルハート・ミネラルズ・アンド・ケミカルズ・コーポレーション (Engelhard Minerals & Chemicals Corporation) の合弁会社であり、ポリビアの鉛・亜鉛鉱山を賃借し操業するために設立されたものである。当初、投資家は投資全体について政治リスク (非常リスク) をカバーするために付保を行った。⁽⁴⁰⁾ 当該鉱山はポリビア政府が交代するたびに何度も接収の脅威に曝されてきたが、一九七一年四月遂に国有化されるところとなった。⁽⁴¹⁾

この事件は、O P I C にとってチリ以外での取用のなかで最初の大きな取用事故による保険金請求であった。当初 O P I C と投資家との間には險悪なものがあった。O P I C は、ポリビア政府の行為については直ちに通知を受け⁽⁴²⁾ たが、当該投資が保険で十分にカバーされていたわけでは

ないので、投資家としてはボリビア政府との解決交渉は O P I C の問題であるとの立場をとった。その後投資家がボリビアの国内救済手続を求めるべきか否かについて O P I C の助言を求めたとき、O P I C の反応は曖昧なものであった。O P I C の最後の結論は、投資家自身が法的な行動をとるべきでありかつそれを直接遂行すべきであるというものであったが、その時点では現地の法律により遅延を理由に訴えの受理が拒否されてしまった。

O P I C は、投資家がお解決交渉を行うべき法的義務を有していると主張した。投資家がこの義務の遂行に同意したことから、O P I C と投資家との敵対関係は好転し、両者が解決に向けて密接に作業を行うことが可能になった。O P I C は、他の事件と同様、事件発生国に代表者を置いて投資家との協議を可能にさせ、交渉円滑化のための迅速な指示についてかれらがワシントンと直接連絡できるようにした。一九七一年夏のトーレス (Torres) 左翼政権の崩壊に次いで、然るべき担当官が紛争解決を試みるべきであるとの要請をアメリカ大使が行ってから、新政権との交渉が開始された。

投資家と O P I C は、ボリビア政府による同鉱山の完全な買取りという選択肢も検討したが、交渉を続けるうちに

鉱山の返還要求、合併会社設立のいずれも現実的ではないということが明らかになった。ボリビア政府が当該鉱山の価額を設定するための委員会を設置する一方、投資家は鉱山の産出高と将来の利益見込みに基づく補償要求を行った。しかしながら、ボリビア政府が六〇〇万ドルを提示し、投資家が当該鉱山を二〇〇万ドル以上と評価した段階で、交渉は行き詰まった。その後投資家が同鉱山の産出物の販売に関与していくということで暫定合意に達した。⁽⁴³⁾

投資家とボリビア政府の交渉担当官は交渉を再開し合意に達したが、ボリビアの内閣は政治的な理由からその協定を承認しなかつた。⁽⁴⁴⁾ これらの討議を通じ、投資家の代表、O P I C 及びアメリカ大使館員の間でかなりの接触があり、ボリビア政府が当該解決策を認めなかつたことを受けて、アメリカ大使は交渉を再開するために精力的な努力を行った。

再開後に改めて討議をした結果、投資家が一三四〇万ドルの支払を受けるという合意が最終的に成立し、ボリビア政府がこれを承認した。しかしながら、ボリビア政府は支払可能な現金を有しておらず、また投資家も手形での受取りを認めなかつた。O P I C と投資家双方の努力で、二つの銀行がボリビア政府に対して五四〇万ドルの短期融資を

行うことに合意した。残り八〇〇万ドルについては、バンク・オブ・アメリカ (Bank of America) が一〇年返済で、かつ O P I C が債務返済について保証するとの条件で融資を行うことを申し出た。⁽⁴⁵⁾

この解決方式は、一九七二年一月に O P I C の承認を得て成立した。ボリビア政府との解決は実質を伴うものであり、O P I C による早急な保険金支払を必要とするものではなかった。この事件では、O P I C の支払保証元本が保険での填補額を下回ったことから、O P I C の予定負債額も軽減された。さらに、当該鉱山の産出物を投資家のうちの一人が持つ関連会社が購入するという合意ができ、実質的にはすべての収益がバンク・オブ・アメリカへの返済のための特別勘定に払い込まれることとなり、事件解決の経済的基盤が確保された。

2 ベスレヘム・チリ・アイアン・マイنز事件⁽⁴⁶⁾

ベスレヘム・スチール・カンパニー (Bethlehem Steel Company) の子会社であるベスレヘム・チリ・アイアン・マイنز・カンパニー (Bethlehem Chile Iron Mines Company、以下「ベスレヘム」という) は、チリの或る鉄鉱山で操業を行うため、支店を設置した。当社の

チリ向け投資二三〇〇万ドルの約八〇パーセントは、O P I C により付保されていた。⁽⁴⁷⁾ チリにおける他の事件と同じように、一九七〇年一月の「介入」(Intervención) のあと労使紛争が発生し、ベスレヘムは、一九七二年二月一日までに鉱山の売却交渉を行うようチリ政府から通告を受けた。

ベスレヘムは当初、その資産については簿価とするが、返済期間三〇年、年利三パーセントという条件のうえにくつかの厄介な条件も付された。投資家は、この申出の拒否を望み、O P I C に指示を求めた。O P I C はきわめて慎重に対応し、この事件に関しては取用的行為が発生したか否かの結論を出すのに十分な情報がないこと、したがって照会に対し直接に対応する立場にない旨を伝えた。

ベスレヘムとしては最初のチリ側提案を拒否したが、再び交渉を開始した。アメリカ大使館は、チリ側のアプローチについての情報を O P I C とベスレヘムに知らせるうえで重要な役割を果たした。さらに、ベスレヘムは O P I C に対して進捗状況を十分に伝え、O P I C としてもさらに大きな相互信頼関係を導き出せるよう、交渉中ずっと O P I C のスタッフをチリに派遣していた。さらに、双方の政府としては、この事件を、銅鉱山取用に関して生じる対決

の場で自分がとりたいポジションの先例を確立する絶好の機会と捉えていた。このときひとつの決定的な要因が働き、事態は早急かつ有益な解決の方向に向かった。すなわち、解決が早急に決着しなければ、この問題が産業問題にほんど全く不慣れな政府職員の手にならねられることが明らかになったのである。そのような状況のもとでは、解決は事実上ますます困難になる。

チリ側の最初のオファーでは現金決済を行わないことが明らかであったために、別の可能性としてO P I Cによる現金支払という案が出てきた。そこで、正式な保険金請求とO P I Cによる現金支払という選択肢を集中的に検討した。その結果、O P I Cがベスレヘムに対して提示した案は、ベスレヘムとチリ政府との間で受入れ可能な補償合意に達した場合にO P I Cが何らかの支払保証を与えるというものであった。

ベスレヘムは、在チリ資産について簿価を基準とし、年利五・七五パーセント、返済期間一七年で支払うとする協定を締結した。このうち補償の六〇パーセント以上は、最初の七年間で支払われるものとされた。O P I Cは、ベスレヘムが一二カ月の留保期間が経過した後には保険金請求権は有効になるということを決定し、その後の請求の解決に

当たっては、O P I Cがベスレヘムの付保範囲でチリ政府発行の手形について支払保証を行うという(49)ことで同意した。こうして、O P I Cは一七〇〇万ドルの保険金即時支払から免れたわけである。

3 レイノルズ・メタルズ事件⁽⁵⁰⁾

レイノルズ・メタルズ・カンパニー (Reynolds Metals Company) は、ガイアナに小規模のボーキサイト鉱山及び加工工場としてレイノルズ・ガイアナ・マインズ・リミテッド (Reynolds Guayana Mines Ltd.) を所有し稼働させ、投資の殆どをO P I Cの保険でカバーしていた。⁽⁵¹⁾一九七〇年初め、ガイアナ政府は、操業を取り上げると威嚇を繰り返した。レイノルズはこうした威嚇に抵抗し、また合弁事業にするようにとの政府の示唆にも抵抗した。一九七一年、ガイアナ政府は、ボーキサイト生産の国有化を認める「ボーキサイト国有化法」⁽⁵²⁾を制定した。一九七四年春、ガイアナ政府は、「ボーキサイト生産税法」⁽⁵³⁾を制定し、同政府の年間の税収は一億五〇〇〇万ドルを超えるまでに増大した。レイノルズはジャマイカにもかなりの投資を有しており、O P I Cはジャマイカ向けアルミナ・ボーキサイト関連投資に関して莫大な額の政治リスク(非常リスク)

保険を引き受けていた。こうしたことから、レイノルズと O P I C の両者は、ガイアナにおける政府行為がジャマイカ向け投資に与える影響に関心を寄せていた。

当初はガイアナ政府がレイノルズの税負担を増加させることが狙いだったのか、それともレイノルズの持株を国有化することが狙いだったのかが不明であった。一九七四年七月初め、ガイアナ政府はレイノルズに対し前年の所得税に関して二七〇万ドルの納税不足があると査定して、これを追徴しようとした。この納税は行われたが、レイノルズはこれに抗議し、ガイアナ内国歳入庁長官を相手取ってガイアナの裁判所に返還訴訟を提起した。⁽⁵⁴⁾ 七月中旬、ガイアナ政府は、ジャマイカと類似のボーキサイト生産税を課し、また同年末までにレイノルズの持株を国有化するとこの意図を表明を行った。⁽⁵⁵⁾

レイノルズは、この新規課税が取用的行為とみなされるのか否か、それとも生産税賦課の要求に直面して操業を閉鎖することが取用的行為の挑発 (provocation) になると O P I C がみなすか否かという点について、O P I C の立場を問い糾した。挑発があった場合には、保険契約上の取用的行為はなかったことになる。⁽⁵⁶⁾ O P I C は、レイノルズに対してこの二つの質問に対する即時の回答を行わなかつ

たが、代わりにガイアナ政府との交渉を図るためのアメリカ大使の支援を受けられるよう努めた。初めのうちはレイノルズとガイアナ政府との間では生産税に関する合意の交渉に話合いが集中したが、O P I C は、両方の問題すなわち課税と国有化の問題を検討することにのみ意味があるとの立場から、国有化資産に対する補償についても同時交渉とするよう迫った。しかし、補償についての論議は真剣に行われないうまま一九七四年九月に交渉は決裂し、そのあとガイアナ政府はレイノルズの投資協定上の権利に明らかに反するかたちで生産税を課した。事実、ガイアナ政府は、要求する税額を超えるような補償の支払を申し出る意向は見せなかつた。

レイノルズは、解決交渉に積極的ではなかつた。ガイアナでいかなる問題について妥協することも他の諸国特にジャマイカにおけるレイノルズの権益に逆影響を与えることを恐れたからであった。レイノルズはまた、交渉者の身体の安全に関心を払った。ガイアナにおけるレイノルズの投資の約八〇パーセントは O P I C に付保されており、したがって交渉を促進することの経済的インセンティブはたいしたものではなかつた。レイノルズが生産税を納付しなくても填補額は損なわれないとの保証をまず O P I C から得

てから、この税を納付しないことを決定したことで関係はさらに悪化した。さらに新税の対象になっていなかった高品位のケミカル・ボーキサイト船積みもガイアナが禁止したため、レイノルズは派遣職員を引き揚げ、操業を中止し、さらに殆どの労働者を一時解雇にした。

OPICは、自身が一層活発な役割を果たさなければならぬということ、次の会合から交渉の参加者になった。話し合いを合理的に進めるために、いくつかの段階を踏むことになった。また営業資産の物理的状況を検査する目的で、OPICは外部コンサルタントを採用した。コンサルタントは、調査を行う過程でガイアナ政府の技術職員を同行させた。さらにOPICは、会社の資金状況を確かめる目的で、帳簿及び記録に関して独自の検査を行い、またガイアナ政府に提出すべき補償案の内容を詰めていった。最終的には、ガイアナ政府との最終交渉ラウンドに先立って、OPICとレイノルズは、OPICに対してレイノルズが有する保険金請求権の完全な決済として受け取るべき現金の最低限度について合意に達した。

レイノルズとOPICの間で一〇〇〇万ドルの現金支払ということと合意したことから、両者はガイアナ政府に対して最低限この額を支払うよう納得させるために努力を集

中した。ガイアナ政府の代表は、早い段階で彼らのオフアーを約三五〇万ドルという補償純額まで増額してきた。OPICが交渉テーブルに参加しての激しい交渉の末、一九七四年二月三日に協定が締結された。妥協の主要点は、①ガイアナ政府が資産簿価額をベースに補償を支払い、かつ税戻し要求額の殆どを還付する一方、②レイノルズが一九七四年分の新税については実質的に納付する、というものであった。つまり、実質的な成果は、一年間に互り現在価額の一〇〇〇万ドルを支払うという補償内容になったわけである。手形自体に伴う利子については、約八・五パーセントの年利をその元本に組み入れることにした。

この事件の場合、OPICの参加が必要だったのは、補償水準を引き上げるためではなくて、解決自体を引き出すために必要な雰囲気をつくるためであった。

4 パーソンス・アンド・ホイットモア事件⁽⁵⁷⁾とセーロ事件⁽⁵⁸⁾
 チリでアジェンデ政権が成立したとき、パーソンス・アンド・ホイットモア社 (Parsons and Whitmore, Inc.) は、チリ政府との間で「ターンキー」ベースの pulp 工場の完成をほぼ間近に控えていた。投資家は、経営契約に従って工場の株式の二〇パーセントを所有し、その操業を指

導することになっていった。一九七一年初め、チリ政府は当該工場の操業管理を引き受け、パーソンズ・アンド・ホイットモアにはアドバイザーのポストを委託する意図がある旨を明らかにした。投資家のポジションとしては、当該工場に対する出資分が同時に買い取られるならば経営契約の変更を考慮するということであつた。

OPICは、投資家とチリ政府との間で紛争が生じれば、当該工場の成功のチャンスに深刻な損害を与え、かつ収用につながる恐れがあると結論した⁽⁵⁹⁾。現金での買収が不可能なことから、OPICは、チリ政府との間で受入れ可能な協定が締結された場合には、補償として発行されるチリ政府手形部分に対してOPICが支払保証を行うということである。パーソンズ・アンド・ホイットモアと合意して解決するよう勧奨するものとした。

パーソンズ・アンド・ホイットモアの主導で行われたその後の交渉では、株式の売却については早急に決着した。新しい経営関係及び技術役務契約についてもまた最終的に合意に達した。パーソンズ・アンド・ホイットモアは、当該プロジェクトにおける出資権益を簿価で計算したものを受け取ったが、その額はOPICが投資保険上の目的で計算した株式投資額を若干上回るものであつた。支払は年利

率六・〇パーセントで最高一五年間になされるということであつた。

次に、セーロ・コーポレーション (Cerro Corporation) は、チリに大規模な投資を行い、リオ・ブランコ (Rio Blanco) 銅鉱山を開発しそこで生産を行っていた。資本の七〇パーセントはセーロが所有し、残りは政府銅公団であるコルポラシオン・デル・コーブレ (Corporación del Cobre, CODELCO) が所有していた。セーロの総投資額は貸付及び出資を合わせて四〇〇〇万ドルを超えていた。しかし、OPICの保険でカバーされていたのは、総額一四〇〇万ドルの関連債権だけであつた⁽⁶⁰⁾。

最初、アジエンデ政権が、リオ・ブランコ鉱山を、かつてアナコンダ・カンパニー (Anaconda Company) とブレイドゥン・カップパー・カンパニー (Braden Copper Company, Kennecott Copper Corporation の子会社) が所有していた大規模鉱山の場合と同じような手法で処分しようとしているのかどうか明確ではなかった。この鉱山もまた、OPICのかんりの保険準備金をもつていつてしまった経緯がある。セーロの投資については、その投資が新規のものであること、困難な鉱床が開発されてきたこと、建設が完了していなかったこと、鉱山から未だ利益が発生

していないことから、チリ政府としては他の鉱山とはべつのものであると考えていることが分かった。

チリ政府は、一九七一年初めに投資家の権益の売却について話し合うためにセーロの代表を招いた。話し合いが行われている間、O P I C の代表はチリに滞在し、適切な解決がなされた部分に関してはO P I C が保険填補を継続する用意がある旨セーロに通知した。しかしながら、他のチリ銅鉱山に対する投資に関して発給していた保険填補額が膨大であったことから、この間のO P I C とセーロとの関係は複雑なものとなった。O P I C はセーロの話し合いの関連でO P I C がとる特別扱いの行動が他の鉱山への投資家によるその後の保険金請求にどういう影響を及ぼすかという問題について直面していた。

一九七一年五月末までに、セーロはチリ政府側交渉者との間で暫定合意に達した。しかし、政治的な理由でチリ政府による批准を得られず、リオ・ブランコ鉱山は、大規模銅鉱山の国有化を定めるチリ憲法の一九七一年七月五日付改正のなかに含まれることになった。⁽⁶⁾

一九七三年九月のアジェンデ失脚後、チリ政府はすべての銅鉱山会社と解決についての交渉を行う意思がある旨の表明を行った。チリとセーロとの間の交渉が開始される前

に、O P I C は、セーロの取用に関する保険金請求の正式な処理に代え、チリがセーロに対して発行するチリの手形部分に対してO P I C が保証を行う準備があることを示唆した。その場合の保証対象となる手形金額については、O P I C とセーロが交渉することになった。

最終の金銭条件は、一九七一年に暫定的に合意したものと実質的な差はなかった。尤も、利率はかなり高くなっていた。加えて、セーロは、チリから銅のスラッグとコンセントレートを買入れるための販売協定が実施されている間は受け取った手形に前払を行うという有利な取決めを結んだ。

5 解決交渉におけるO P I C と投資家との間の協力

O P I C の設立当初は、O P I C もまた投資家も、外国政府と解決交渉を試みるべき投資家の責任の範囲については、明確な考えを持っていなかった。チリで発生した事件でも、当初O P I C はそのような交渉を行うことが保険契約により要求されているとの立場をとってきた。右でとりあげてきた七件のうち三件は、投資家がO P I C からの重要な関与及び援助なしに補償取決め交渉を迅速に進めたものである。セーロは、当該プロジェクトに対して非付保の

巨額の保護すべき権益をもっていたが、このことは、チリ政府との間で運営関係を再編したパーソンズ・アンド・ホイットモアの場合も同様であった。NIBC O は基本的には自力依存であったが、これはおそらく、O P I C が債務を直ちには認めてくれないであろうという判断に動機づけられたものであろう。

セーロとかパーソンズ・アンド・ホイットモアのように O P I C が政府債務を保証した事件では、法的な観点——例えば、準拠法の選択、支払地、紛争解決条項——から取決りを強化する目的で、O P I C が取引の技術的な面に影響力を行使することが可能であった。ペスレームとラルストン・プリーナは、話し合い開始のためにチリ政府から招聘されたものの、迅速な解決の取りまとめに O P I C の協力是不可欠であった。事実ラルストン・プリーナは O P I C に代わって取決めの交渉を行ったが、それは O P I C がすでにラルストン・プリーナの出資分に関する請求に対して保険金の支払を行っていたためである。仮に投資家が補償の一部を現地通貨で受け取ることを O P I C が認めなかったとすれば、回収はかなり遅れていたものと思われる。O P I C がチリ政府の債務を保証したことにより、たとえ即時現金決済を用意しないような解決交渉が行われたとして

も、O P I C としては填補を行う旨の保証をペスレームに与えたことになったのである。この保証があったために、ペスレームとしては非付保投資分の取用に対しても補償を行うという取決めを実現することができたわけである。

ミナ・マテルデ事件においては、O P I C は投資家がボリビア政府との解決交渉を試みるよう迫った。ひとたび投資家が努力することを約束すると、O P I C と被保険者はとりわけ対ボリビア政府の貸付機関を探し補償協定の資金条件を確定するに当たって巧みに共同行動をとった。投資家は、鉱山事業に関する知識を生かし、鉱山を成功させ貸付金の返済を確実にし、これを補償の決済資金に当てさせるために支援を行った。そこに大使館その他アメリカ政府の行動が加わり、これが外国政府に交渉を促進させようとする O P I C と投資家の努力と整合されていったわけである。

レイノルズ事件は、O P I C の努力がなければ解決されなかったものと思われる。レイノルズとしては、O P I C が活発に関与するようになったときは、ガイアナにおける投資を失う覚悟を決めていたようである。解決策は、実際には O P I C とレイノルズの共同交渉の結果としてもたらされたものであるが、投資家としては、レイノルズが解決

交渉から受け取るべき最少限度額が確定したときは自らの意思でOPICに主導権を渡すことにしていた。この事件は複雑であった。このため、補償案を作成しかつ解決を妨げる労働問題を処理するうえで不可欠な技術上・資金上の問題を理解させるためには、OPICと投資家との間の広範な調整が必要であった。

レイノルズ事件ではOPICが交渉に当たってもっと積極的な役割を引き受けるよう要請されたが、この事件を除けばこれまでの事件解決に対するOPICの基本的な貢献は、次のようなものであった。すなわち、①OPIC自身が開かる受諾可能な解決策のための資金ガイドラインを設定したこと、②OPICの現金追加支払を要する解決策の承認に十分なだけ柔軟的であったこと、③投資家に対して現金又はそれと同等のものを利用できるようにする資金援助を提供し又は提供することを約束してきたこと、及び④解決に達しなかった場合にアメリカ政府のさらに大きな関与を可能にさせることであった。

6 解決交渉におけるOPICと投資家との間の衝突分野
OPICと投資家の間にはしばしば緊張が生まれる。それは、解決のための交渉が不成功に終わった場合に敵対す

ることが潜在的にあるためである。そのうえ、OPICは保険金請求に対して争うに敏であり、すぐに保険金額を削減したがる存在と考えられ、ときにはOPICとの「パートナリシップ」という点で投資家の信頼を害することにもなってきた。理想としては投資家とOPICはお互いにオープンであるべきであり、解決の戦略に関しては十分に意思の疎通を図るべきであるが、実際にはこうした衝突が認められるところから、OPICとの関係を持つと接近する投資家の数は減っていくこととなった。

交渉期間中に投資家がOPICに質問してくる典型的な問題は、次のようなものである。すなわち、①外国政府の行為がOPICの見解では収用になりそうだと外国政府に伝えてもよいか、②外国政府に対してどのような救済を迫るべきか、③外国政府の支配にチャレンジできるようにするためには、当該国に追加資金を積むべきなのか、④もしそうであれば、この追加資金は付保済み投資とどういう関係になるのか、⑤プラントを閉鎖し操業を中断した場合に、OPICはこれを挑発行為とみなすのか、⑥交渉が行われている間は技術援助計画及び拡張計画の継続を考慮すべきなのか、というようなことである。

これらの質問に対する簡単な答えはないとはいえ、OP

IOCの対応が慎重かつ漠然としていた一九七一年当時に比べれば、今日のOPICの対応のほうが改善されていることは確かである。明快な回答がない場合には、投資家(被保険者)に対しては、かれらが保険者と一緒に「卵殻の上を歩いている」といった感じを抱かせてしまっている。そうかと思うと、交渉の雰囲気を持するため、当該プロジェクトに対して前貸しをした追加金額についてOPICが保険を引き受けてくれるかといったような不合理なことを投資家が要求してくることもしばしばあった。

OPICは、仮定の事実状況に関しては助言的な意見を与えることを拒んできている。それにも拘らず、そのような助言を信頼して投資家はその立場を変更しなければならぬとか一連の行為を選択しなければならぬというような状況にあるときは、特定の行為が保険契約に対して有する効果というものに関してOPICがコミットをする態勢はできている。OPICがこのような姿勢を見せれば、以下のような投資家の懸念は多少除去できるかもしれない。すなわち、懸念とは、OPICの作ってきたルールは詳細かつ複雑であり、しかもOPICはそれを明らかにせず、投資家に対しては填補の損失を免れようとしてこのルールに厳格に従うことを要求しているのではないかということ

である。

或る特定の解決が他の事件に与えるインパクトということについてOPICが早い段階で懸念するところから、もうひとつの緊張が生じる。保険金請求は大規模投資の請求案件など参照せずにプラグマチックな方法で処理されるべきだと考えている小規模投資の会社としては、こうしたことを特に心配するようになった。OPICとしては弾力的に対応できると説明してきている。パーソンズ・アンド・ホイットモア、ラルストン・プリーナ事件を対象とする解決その他初期のチリ事件の解決が示してきたところは、小規模投資家の問題は当該外国における経済的な哲学的な争いに関わりなく相対的に早期の解決が可能だということである。

投資家がOPICの関知しないところで隠れたかたちの補償金を受け取れるように条件を整える可能性もあり、このこともまた両者の間に緊張をつくり出してきた。⁽⁶²⁾例えば、OPICとしては、投資家が非付保の投資部分について回収を極大化することだけを狙っているのか、それとも債権代位権者としてのOPICに属する付保部分について追加的な補償を得ているのかというようなことを自問しなければならなかったのである。

普通ならば保険者と投資家にとって受入れが可能であるような解決策に対して、O P I C が承認しないように他のアメリカ政府機関が制度的な圧力をかけることがある。アメリカ政府は、国際法に基づいて最低標準とみなす条件に合致しない解決に対しては公的な支持を与えながら⁽⁶³⁾、被保険者に対する受入れ国政府の最善のオファーというのが国際法に基づく最低基準に対応していない場合に、いくつかの事件でO P I C がとった実際のな解決は、そのような処理の仕方を承認せずに、その承認の欠缺を請求に対する防御として問題としない旨合意するということであった。これは、損害の軽減に当たって事業上強い関心を持つ保険者にとっては慎重なアプローチであった。

(1) O P I C は、一九六九年対外援助法 (Foreign Assistance Act of 1969, 22 U.S.C. §§ 2151, 2191-2200(a)) によって創設され、行政命令 (Executive Order) 第一一五七九号 (36 Fed. Reg. 969(1971)) の公布によって活動を開始したものである。

(2) O P I C への移譲によって、特別危険保証制度は投資保険制度と呼称されることになった。特別危険保証制度の歴史については、次の論文を参照。Adams, "The Emerging Law of Disputes Settlement Under the United

States Investment Insurance Program," *Law & Policy in International Business*, Vol. 3 (1971), p. 101; Whitman, *The United States Investment Guaranty Program and Private Foreign Investment* (Princeton Studies in International Finance, 1959).

(3) O P I C, *Annual Report, Fiscal 1971*, at 34. 一億ドルという数字には、紛争となったアナコンダ (Anaconda) 社の一億六〇〇〇万ドルの請求が含まれている。See *ibid.* at 34 n. 6.

(4) *Ibid.* at 6.

(5) 六億七〇〇〇万ドルと二〇パーセントという数字は二つとも、A I D の会計部が作成した次の内部文書に拠ったものである。Financial Summary, Specific and Extended Risk Non-Housing, Investment Guaranty Program (Dec. 31, 1970)

(6) O P I C, *Annual Report, Fiscal 1971*, at 6. 支払の一部は、収受した資産売却額を通じて補填された。したがって、O P I C が支払い補填されなかった総額は四一〇万ドル未満となる。See *ibid.*

(7) 次の資料を参照。115 Cong. Re. 38,702(1969) (フルブライト上院議員の演説)。

(8) 次の資料を参照。Foreign Affairs Division, Congressional Service, The Overseas Private Investment

- Corporation, 93d Cong., 1st Sess. 8 (Comm. Print 1973)
- (6) 一九七六年八月三十一日、OPIC は、付保投資家に対して現金で四九件の請求を解決した。その内訳は、通貨交換性喪失の請求二八件に対して約八〇〇万ドル、収用の請求二三件に対して約二〇〇〇万ドル、戦争による損害の請求七件に対して約七〇万ドル、収用と通貨交換性喪失合算の請求一件に対して八六万ドルであった。このほか、OPIC は、収用の請求八件の解決のために約一億七七〇〇万ドルの支払を保証していた。OPIC Press Release No. TS/366 (Sept. 1976).
- (10) 通貨交換性喪失のカバレッジに関する法令上の定義は、「承認済みプロジェクトからの収益又は利潤として、そのへの投資の全部若しくは一部の返済若しくは利益として、又はその全部若しくは一部の売却若しくは処分代償として收受した外貨又は外貨によるクレジットを「アメリカ・ドルに転換することが不可能になること」である。22 U. S. C. § 2194(a)(1)(A) (1970).
- (11) AID, Contract of Guaranty — General Terms and Conditions § 1.15(1965 revision) (以下「AID Contract」という。) ここで検討する解決の殆どは AID 約款のもとで文書化された保険内容とするもので、AID は参考資料として使用する。
- (12) 22 U. S. C. § 2190(i) (Supp. V 1975).
- (13) AID Contract, *supra* note 11, § 16.01.
- (14) *See ibid.*, § 1.15.
- (15) *Ibid.*, § 1.15(2).
- (16) *Ibid.*, § 2.04.
- (17) 株式投資家は、殆どの案件で、収用に対して OPIC に付保しているときは、投資ドル額の九〇パーセント、プラス付保済み株式に起因する将来の留保収益に対する付保額に等しい額がカバーされる。例えば、(外国企業の社外株式の半分に対する)一〇〇〇ドルの投資について付保した場合には、投資家は最大一八〇〇ドル(九〇〇ドル十九〇〇ドル)のカバレッジを取得することができる。初年度の操業後に、留保収益額が二〇〇〇ドルにのぼり、かつその半分が付保済み投資の対象になるときは、投資家はリスクに対して最高一八〇〇ドルのカバレッジを得ることになる。これは、「保険約款が「投資純額」(net investment)として言及しているものである。AID Contract, *supra* note 11, § 1.28. 外国企業がその時点で国有化されたときは、これが投資家に対して支払われる額となる。 *Ibid.*, § 18.01.
- (18) 保険約款のもとでは、「収用的行為を原因とする損失は、アメリカにおいて一般に認められている会計及び査定原則に従って決定される。」AID Contract, *supra* note 11, § 18.01. アメリカでは、「公正な市場価値が収用的行為

- の場合において一般に認められたガイドラインである。
- R. Lillich, ed., *The Valuation of Nationalized Property in International Law* (Charlottesville: University Press of Virginia, 1972), p. 1, 143; A. Lowenfeld, ed., *Expropriation in the Americas: A Comparative Law Study* (New York: Dunellen, 1971), p. 270.
- (19) 本誌次号注(87)～(95)にある資料を参照。
- (20) ラルストン・ブリーナ事件に関する情報については、次の資料を参照。OPIC, Public Information File C-166, Ralston Purina Co. - Chile (以下「Ralston file」と引用)。(フランス・NDCCOPARICで利用可能)
- (21) AID, Contracts of Guaranty Nos. 5845, 5846 Between AID and Ralston Purina de Panamá S.A. - Special Terms and Conditions (Oct. 31, 1967) (フランス・NDCCOPARICで利用可能)
- (22) Decreto No. 691 de 16 de noviembre de 1970, [1970] 93 *Diario Oficial [D.O.]* 3946 (Chile). 労使紛争に関連して施行する干渉令は民間企業を収用するためにブジェンデ政権が用いた最初の方法のひとつであった。状況によつては、政府は企業の経営の全部又は一部を一時的に収用する権限を有していた。ひとたび干渉令が布告されれば、民間所有者は支配権を回復すべきさうにはなかった。
- (23) ラルストン・ブリーナ・インターナショナルのロビン・ス (Stephen A. Robbins) 弁護士の手書簡。
- (24) ラルストン・ブリーナ・デ・パンマ社のフォスター (William C. Foster) 政府問題担当取締役のOPIC宛手簡 (一九七二年六月二日付) を参照 (次の資料で利用可能。Ralston file, *supra* note 20, at tab D)。
- (25) *Ibid.*
- (26) NIBCO事件に関する情報については、次の資料を参照。OPIC, Public Information File C-162, Northern Indiana Brass Co. - Chile (以下「NIBCO file」と引用)。(フランス・NDCCOPARICで利用可能)
- (27) AID, Contract of Guaranty No. 6360, Between AID and NIBCO, Inc. - Special Terms and Conditions (Aug. 1, 1969) (フランス・NDCCOPARICで利用可能)
- (28) Decreto No. 673 de 12 de noviembre de 1970, [1970] 93 *D.O.* 3883 (Chile).
- (29) 次の資料を参照。Authorization of Payment of Investment Insurance Claim (Jan. 23, 1973) (次の資料で利用可能。NIBCO file, *supra* note 26, at tab D)
- (30) AID Contract, *supra* note 11, § 1.15(2).
- (31) International Telephone & Telegraph Corporation, Sud America and Overseas Private Investment Corporation, Arbitrators Opinion on Liability, Amer-

- ican Arbitration Association Commercial Arbitration Tribunal Case No. 16/10/0038/73 (1974), reprinted in *International Legal Materials*, Vol. 13, 1973, p. 1307.
- (32) *Ibid.* ¶ 35(a).
- (33) *Ibid.* ¶ 62(c).
- (34) *Ibid.*
- (35) OPIC, Contract of Insurance — General Terms and Conditions § 2.06(b) (1975).
- (36) 22 U.S.C. § 2199(d) (1970).
- (37) *Ibid.*
- (38) 次の資料を参照。22 U.S.C. §§ 2199(a), (e) (1970 & Supp. V 1975).
- (39) ミナ・マチルデ事件に関する情報については、次の資料を参照。OPIC, Public Information File No. C-174, United Steel Corp. and Engelhard Minerals & Chemicals Corp. (Mina Matilde) — Bolivia. [ズレ] 「Mina Matilde file」を引用] (ドミニカン・C・O・A・I・C・C・P・L 用可能)
- (40) AID, Contract of Guaranty No. 5727, Between AID and United States Steel Corp. — Special Terms and Conditions (Feb. 18, 1967); AID Contract of Guaranty No. 5728, Between AID and Minerals & Chemicals Philipp Corp. (Engelhard) — Special Terms and Conditions (Feb. 18, 1967).
- (41) Decreto-ley No. 9699 de 30 de abril de 1971, [1971] *I I Gaceta Oficial* [G.O.] 12,248 (Bol.)
- (42) U.S.S.T. のレッドウイン (F. M. Goodwin) 副社長兼副財務役の OPIC 宛書簡 (一九七一年五月四日付)、『エンゲルハート・ミネラル・アンド・ケミカルズ社 (Engelhard Minerals & Chemicals Corp.) のロスチャイルド (Henry Rothschild) 上級副社長の AID 宛書簡 (一九七一年五月四日)』。両書簡は、次の資料で利用可能。Mina Matilde file, *supra* note 39, at tab H.
- (43) OPIC は、この取決めが国有化のために間接に投資家に補償を行う手段とすることを目的とするのであれば、請求額を適当なだけ削減しなければならないという立場をとった。
- (44) OPIC 保険局のスーパー (George R. Cooper) から OPIC ミルス (Bradford Mills) 総裁宛書簡 (一九七二年一月九日付) を参照。(次の資料で利用可能。Mina Matilde file, *supra* note 39, at tab C) 45 *ibid.* at 3.
- (45) *Ibid.* at 3.
- (46) ミスラム事件に関する情報については、次の資料を参照。OPIC, Public Information File No. C-110, Bethlehem Chile Iron Mines Co. — Chile [ズレ] 「Bethle-

- hem file と引用。) (ドミニカンDCCOPICで利用可能)
- (47) AID, Contract of Guaranty No. 5096, Between AID and Bethlehem Chile Iron Mines Co. — Special Terms and Conditions (Dec. 29, 1967) (ドミニカンDCCOPICで利用可能)
- (48) Decreto No. 698 de 18 de noviembre de 1970, [1970] 93 D.O. 3972 (Chile). この命令は、ホワイナカチー労働者のストライキの結果であった。鉱山はまだ、フルーカラー労働者のストライキのために干渉を受けた。 Decreto No. 699 de 18 de noviembre de 1970, [1970] 93 D.O. 3972 (Chile).
- (49) 次の資料を参照。 Agreement between OPIC and Bethlehem Chile Iron Mines Co. (Jan. 1, 1972) (次の資料で利用可能。 Bethlehem file, *supra* note 46, at tab C)
- (50) レイノルズ事件に関する情報については、次の資料を参照。 OPIC, Public Information File No. C-168, Reynolds Metal Co. — Guyana (ドミニカンDCCOPICで利用可能)
- (51) AID, Contract of Guaranty No. 5877 — Special Terms and Conditions (June 28, 1968) (ドミニカンDCCOPICで利用可能)
- (52) Bauxite Nationalization Act of 1971, [1971] 22 Law of Guyana 7 (Legal Supplement, Mar. 5, 1971) (Guyana).
- (53) An Act to Provide for the Imposition of a Production Levy on Bauxite and Laterite Won in Jamaica, and for Matters Incidental Thereto or Connected Therewith, Law No. 29-1974, June 8, 1974 (Jamaica).
- (54) 例えは、次の資料を参照。 Reynolds Guyana Mines Ltd. v. Commissioner of Inland Revenue, No. 1982-74 (High Court of the Supreme Court of Guyana, Demerara, 1974).
- (55) New York Times, July 11, 1974, at 49, col. 3; *ibid.*, July 15, 1974, at 35, col. 1.
- (56) AID Contract, *supra* note 11, § 1.15(4).
- (57) パーソンス・アムンド・ホイットキョフ事件に関する情報については、次の資料を参照。 OPIC, Public Information File No. C-163, Parsons and Whittemore, Inc. — Chile (ドミニカンDCCOPICで利用可能)
- (58) セーロ事件に関する情報については、次の資料を参照。 OPIC, Public Information File No. C-118, Cerro Corp. — Chile (ドミニカンDCCOPICで利用可能)
- (59) この工場はチリに対して外貨獲得をもたらす価値あるプロジェクトとなるはずであった。さらに、OPICは、バンク・オブ・アメリカによる当該プロジェクト向けに

○○万ドル融資に対して付保を引き受けていた。AID, Contract of Guaranty No. 6037, Between AID and Bank of America — Special Terms and Conditions (June 28, 1868) (ロンドンDCCOPICで利用可能)
(9) AID, Contract of Guaranty No. 5697, Between AID and Cerro Corp. — Special Terms and Conditions (May 13, 1967) (ロンドンDCCOPICで利用可能)
(10) Ley No. 17,450 de 15 de julio de 1971, [1971] 94 D. O. 2741 (Chile), translated in *International Legal Materials*, Vol. 10, 1971, p. 1067.

(9) 「隠れたかたちの補償」の例としては、付保済み投資に対しては支払をせずに投資家の未付保投資に対して十分な補償を行うというような投資家と外国政府との間の協定や、取用自体のための補償手段として取用会社の関連会社の産品に対して外国政府が支払を膨張させる状態といったものがある。

(10) 標準は、一般に「迅速な十分な実効的な」補償という条件で言及されている。Lillich, “Law and the Chilean Nationalization: The Valuation of the Copper Companies,” *International Lawyer*, Vol. 7, 1973, p. 125; Mays, “Overseas Private Investment Corporation and Investment in the Americas,” *International Lawyer*, Vol. 7, 1973, p. 132.